

〔明治二十一年九月～明治二十二年七月〕

テ起ル所ノ実例問題ヲ附与シテ之ヲ論議決定セシメタリ故ニ其教授ノ方法タルヤ完備セルモノト云フ能ハスト雖モ是等訴訟手続ヲ教授スルノ一事ハ頗ル必要ナルモノト信ス何トナレハ学生中大学卒業ノ後ハ裁判官ノ任ニ就クカ又ハ代言ノ事務ニ從事スル者多分ナルヲ以テナリ

二 学生ノ勤怠

明治廿一年七月ヨリ同廿二年七月ニ至ル一学年ニ関スル報告左ノ如シ

一 科目及授業ノ方法

受持科目ハ英國証拠法及日本訴訟法ノ二科目ニシテ其授業

教授担任ノ学生ハ即チ法科第三年生ナレハ何レモ勤勉ニシテ欠勤少ナク殊ニ本学年ニ於テ教授シタル学生ハ学力概シテ優等ニシテ之ヲ前学年ニ於テ教授シタル学生ニ比シテ其性質従順ナルヲ覺ヘタリ故ニ能ク教師ノ指揮ニ従ヒ勉励研究シタルハ最モ満足スル所ナリトス

〔『文部省往復』明治二十三年報告、❷A 87〕

ノ方法ハ前学年ト敢テ異ナル処ナク即チ証拠法ハスチーブン氏ノ著書ヲ以テ教科書トナシ学生ヲシテ他ノ著書ト判決例ヲ参照セシメタルモノトス元來スチーブン氏ノ著書ハ英國法律ヲ法典ノ体裁ニ編集シタルモノナルヲ以テ文章簡単ニ失シ其意ヲ解スルノ困難アリ為メニ学生中他ノ著書ニ変更セン事ヲ望ム□少カラス然レニ是レ却テ学生ノ力ヲ増進スルノ利益アリト信ス何トナレハ其意味ヲ解シ其理由ヲ採ラントスルニ付テハ学生自ラ數多ノ書籍ニ依テ之ヲ研究スルノ労ヲ執ラサル可ラス是レ多少ノ苦情ノアルニモ関ラススチーブン^(マ)氏ノ著書ヲ教科書ニ採用シタル所以ナリ

又訴訟法教授ノ方法タル我国當時未タ訴訟法ノ規定アラサリシヲ以テ專ラ政府ノ布告布達ト裁判所ニ於テ現ニ実行スル所ノ手続慣行ヲ蒐集シテ之ヲ筆記セシメ側ラ裁判所ニ於